



(大阪労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表  
平成24年7月18日

担当	大阪労働局労働基準部健康課
電話	06(6949)6500

## JR 西日本が販売した「外板付車両番号銘板」の一部にアスベストが付着 ～「外板付車両番号銘板」127枚の回収を指導～

大阪労働局（局長 西岸正人）は、西日本旅客鉄道株式会社が販売した鉄道車両の「外板付車両番号銘板」の一部にアスベストを含有した塗料が付着していたことの報告（平成24年7月12日）を受け、7月18日、同社に対し早急な回収を指導した。

### 1 事案の概要

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）は、廃車した車両から切り取った車両番号の銘板（外板付車両番号銘板）を、鉄道イベント等で一般客に販売している。この銘板は、車体の外板に取り付けられた車両番号（JR の場合、カナと数字の組み合わせ）を外板ごと切り取ったものである。

(2) 一方、車体外板の下部の裏面には、断熱やサビ止めのための塗料が塗られており、古い車体の中にはこの塗料にアスベストを含有しているものがある。今回、在庫の「外板付車両番号銘板」の一部について JR 西日本がその裏面に付着している塗料を分析したところ、0.1%以上（クリソタイル 5.0%やクロシドライト 6.5%）のアスベストが検出された。

(3) 平成20年7月以降現在まで販売された「外板付車両番号銘板」は、この塗料が取り除かれないまま販売された疑いがあることが判明した。

販売された「外板付車両番号銘板」は全部で127枚で、以下の鉄道車両検査工場で作成されたものである。

金沢総合車両所（石川県白山市）      吹田総合車両所（大阪府吹田市）

後藤総合車両所（鳥取県米子市）      下関総合車両所（山口県下関市）

### 2 その他

(1) 労働安全衛生法第55条では、アスベストをその重量の0.1%を超えて含有するものの製造や販売を禁止している。

(2) この「外板付車両番号銘板」は裏面の塗料をはがしたり、傷付けたりしなければアスベストが飛散することはないが、専用の設備を用い取り除く必要がある。